

新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第14回）



弁護士 三木 孝彦
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 当社は、ベビー服を販売する店舗を全国に展開しています。各店舗では、商品の陳列方法を当社が独自に考えたデザインで統一しており、どこの店舗に行っても統一した売場のイメージを出すようにしています。この商品陳列デザインは、当社の店舗の特徴として、お客様にも認識されていると思います。

最近、ショッピングストアを運営するA社が、そのショッピングストアの中にあるベビー服売り場の商品陳列を、当社のデザインそっくりに真似し始めました。

このままでは、お客様に、A社の売り場を当社のもので誤解されるおそれがあるので、A社に商品陳列デザインの使用を止めさせることはできないでしょうか。

A 関連条文
不正競争防止法2条1項

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
不法行為

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

設問に係る（判例時報第2118号120頁）判例（西松屋事件）

原告・株式会社西松屋チェーン 被告・イオンリテール株式会社 請求額金2億2725万円

1 いずれも請求棄却

(1) 不正競争防止法について

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

そもそも商品陳列デザインとは、X社も自認するとおり「通常、いかに消費者にとって商品を